

令和6年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	35	府省庁名	国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	津波避難施設に係る特例措置の延長		
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号。以下「津波法」という。）に基づいて都道府県が指定した津波災害警戒区域において、市町村が管理協定を締結した施設（以下「協定避難施設」という。）又は避難施設として指定した施設（以下「指定避難施設」という。）について、その避難の用に供する部分及び避難施設に附属する避難の用に供する償却資産（誘導灯、誘導標識、自動解錠装置、防災用倉庫、防災用ベンチ、非常用電源設備）。</p> <p>・特例措置の内容</p> <p>津波法に基づく協定避難施設又は指定避難施設について、その避難の用に供する部分及び避難施設に附属する避難の用に供する償却資産に関する固定資産税の課税標準を、協定避難施設は管理協定締結後5年間、1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合に、指定避難施設は指定後5年間、2/3を参酌して1/2以上5/6以下の範囲内において市町村の条例で定める割合にする特例措置の適用期限を3年間（令和9年3月31日まで）延長する。</p>		
関係条文	<p>地方税法附則第15条第22項及び第23項</p> <p>地方税法施行令附則第11条第27項</p> <p>地方税法施行規則附則第6条第48項及び第49項</p> <p>津波防災地域づくりに関する法律第56条第1項、第60条第1項、第61条第1項及び第62条</p>		
減収見込額	<p>[初年度] — (▲85) [平年度] — (▲91)</p> <p>[改正増減収額] — (単位：百万円)</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>津波災害警戒区域における円滑かつ迅速な避難の確保を促進するため、沿岸部の建築物の上階等に市町村が管理する避難・備蓄用スペースの数を増やすとともに、避難施設屋上階等への迅速な誘導や緊急時における鍵の自動解錠等のため、避難施設に附属する避難の用に供する償却資産（誘導灯、誘導標識、自動解錠装置等）の整備を促進することが本特例措置の目的である。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>高台までの避難に相当の時間を要する平野部や背後に避難に適さない急峻な地形が迫る集落等では、津波からの避難場所を確保することが容易ではない。また、津波発生から沿岸に津波が到達するための時間的余裕が極めて少なく、避難のための十分な時間を確保できない地域も少なくないことから、緊急的な避難施設を確保する必要がある。</p> <p>津波法第60条では、津波に対して安全な構造であり、法に規定する基準水位以上の高さに避難上有効な屋上等が配置されている等、一定の基準を満たす施設について、当該施設所有者等と市町村が管理協定を締結することにより、当該施設の避難用部分を市町村が管理することができるとされている。</p> <p>また、津波法第56条では、津波に対して安全な構造であり、法に規定する基準水位以上の高さに避難上有効な屋上等が配置されている等、一定の基準を満たす施設について、市町村長が指定避難施設として指定することができるとされている。</p> <p>しかしながら、津波避難施設の管理協定の締結及び指定は、当該施設所有者等の施設の使用を制限することにつながることから、本特例措置により、施設所有者等の負担軽減を図ることによって、津波避難施設の管理協定の締結や指定についての同意を得やすくする必要がある。また、津波発生時における円滑かつ迅速な避難を確保するため、本特例措置により、避難施設に附属する避難の用に供する償却資産の整備を促進する必要がある。</p>		

本要望に 対応する 縮減案	—
---------------------	---

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>○社会資本整備重点計画（令和3年5月28日閣議決定） 重点目標1：防災・減災が主流となる社会の実現 津波災害についても、南海トラフ地震や日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震等のリスクに備え、最大クラスの津波に対する、ハードとソフトの施策を組み合わせた多重防御による対策の推進が必要である。</p> <p>○国土強靱化基本計画（令和5年7月28日閣議決定） 第3章 国土強靱化の推進方針 2 施策分野ごとの国土強靱化の推進方針 (2) 住宅・都市 ⑪自走式立体駐車場等の民間所有施設を津波避難施設として効果的に活用することを含め、各種避難施設の整備・機能強化を推進する（以下略）</p> <p>○国土交通省政策評価基本計画（令和4年3月） 政策目標Ⅳ 水害等災害による被害の軽減 施策目標13 津波・高潮・侵食等による災害の防止・減災を推進する</p>
	政策の達成目標	津波による人的被害を軽減するため、津波避難施設について、人口に比して公共施設の数が少なく、津波の危険が広域に及ぶ危険性がある地域を中心として、例えば沿岸部などの民間施設を対象に、管理協定の締結や指定避難施設への指定を行うことにより、津波発生時における円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう取り組む。また、社会資本整備重点計画等において、ハードとソフトを組み合わせた多重防御の観点から津波避難に資する施策を進める目標があり、その一環として、津波避難施設についても継続的かつ段階的に整備を進めていくこととする。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	3年間（令和6年4月1日～令和9年3月31日）
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標に同じ。
政策目標の達成状況	指定避難施設の数：297（令和5年3月末時点） ※ なお、協定避難施設及び指定避難施設の前提となる津波災害警戒区域は、令和5年8月末時点で26道府県にて指定済み。	
有効性	要望の措置の適用見込み	令和6年度 37件、令和7年度 37件、令和8年度 37件
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	<p>市町村と施設所有者等との管理協定の締結や市町村長による指定避難施設の指定は、津波災害警戒区域内における津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保の促進に大きな効果があるものの、当該施設所有者等の施設の使用の制限につながるため、積極的に行うことが難しいという課題がある。</p> <p>そこで、本特例措置による施設所有者等の負担軽減により、管理協定の締結及び指定避難施設の指定が促進されることで、津波発生時の避難の確保の促進を図り、津波による人的被害を軽減する。</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—

	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	<p>津波災害警戒区域内における避難施設は、津波被害軽減という公益性を有するものである。仮に公共（国・地方公共団体）が避難タワーや避難ビル等の施設を建設する場合、建設費等を始め事業費がかさみ、整備にも時間を要することになる。一方、民間の商業施設やマンション等の避難用部分（津波発生時における避難の用に供する部分）について、市町村と施設所有者等が管理協定を締結する場合又は市町村長が指定避難施設として指定する場合は、公共が直接整備する場合に比べ、大幅に公費負担を削減することが可能となる。</p> <p>また、誘導灯等は、円滑かつ迅速な避難の確保に大きな効果があるものの、非常時にしか使用されないため、積極的には設備投資を行いにくい性質のものである。これらについて負担軽減を図ることによって、津波発生時の円滑かつ迅速な避難が可能となる。</p> <p>南海トラフをはじめとした巨大地震による津波で多くの死者が出ることが想定されており、その被害軽減が喫緊の課題であるところ、津波対策を進めてきた現在であっても、避難施設の更なる整備が求められていることから、その避難施設の確保の促進を図ることを目的とした本特例措置の延長は必要な措置である。</p>

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>平成 29 年度 適用施設数： 0 件 減収額： 0 千円 平成 30 年度 適用施設数： 0 件 減収額： 0 千円 令和元年度 適用施設数： 1 件 減収額： 17 千円 令和 2 年度 適用施設数： 0 件 減収額： 0 千円 令和 3 年度 適用施設数： 282 件 減収額： 85,253 千円</p> <p>※ 「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」をもとに、減収額は適用額×1.4%で算出。適用施設数は国交省調べによる。</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>① 適用総額の種類：課税標準（固定資産の価格） ② 適用実績(千円)：令和元年度 1,199 千円 令和 2 年度 0 千円 令和 3 年度 6,089,492 千円</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>市町村と施設所有者等との管理協定の締結や市町村長による指定避難施設の指定は、津波災害警戒区域内における津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保の促進に大きな効果があるものの、当該施設所有者等の施設の使用の制限につながるため、積極的に行うことが難しいという課題がある。</p> <p>そこで、本特例措置により施設所有者等の負担軽減を図ることにより、管理協定の締結及び指定避難施設の指定が促進される効果が見込まれる。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>令和 5 年度までの当面の適用目標施設数は、360 件である。 【適用目標施設数：令和 3 年度 80 件、令和 4 年度 120 件、令和 5 年度 160 件、計 360 件】</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>令和 4 年度までの適用施設数は 281 件であり、目標は達成されている。 引き続き令和 5 年度の目標達成に向け、取組を推進する。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 24 年度 創設 平成 27 年度 3 年延長 平成 30 年度 対象避難施設・対象償却資産を追加し 3 年延長 令和 3 年度 3 年延長</p>